

(仮称)これからの図書館構想策定検討委員会の運営等について

1 練馬区図書館構想策定検討委員会の公開

練馬区図書館構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

2 委員会開催に係る周知

委員会の会議日程は、練馬区のホームページに公開する（日時、場所、その他必要な事項を含む。）。

3 委員会の会議傍聴人の受付方法

傍聴人の受付は、会議の開催日当日、開催時間前までに会場において先着順に行う。

傍聴人は受付に際し、住所、氏名を記入する。

傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。

4 傍聴人の禁止事項

つぎに掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

銃器その他危険なものを持っている者

酒気を帯びていると認められる者

異様な服装をしている者

張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

委員会の会議中に飲食・喫煙・携帯電話の使用・発言・拍手などを行う者

マスクを着用しない等、コロナウイルス感染症対策を行わない者

前各号に掲げる者のほか、委員会の会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 委員会の会議の撮影等の禁止

委員会の会議の撮影・録画・録音は認めない。

ただし、あらかじめ委員長の許可を受けた場合は、この限りでない。

6 委員会の会議資料の取扱い

委員会の会議資料は、委員会の会議終了後、原則として速やかに区ホームページに掲載し、公開する。ただし、委員会が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

7 委員会の会議記録の取扱い

委員会の会議記録は、発言者名を表記しない要点記録方式とする。

委員会の会議記録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容、その他委員会が必要と認めた事項を記載する。

委員会の会議記録は、会議終了後速やかに作成し、公表する。

8 その他

上記に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。